

高松市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物
新築等計画の認定等事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）に規定する低炭素建築物新築等計画の認定等の事務処理に関し、法、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(計画の通知)

第2条 市長は、法第54条第3項に規定する低炭素建築物新築等計画の通知（法第55条第2項において準用する場合を含む。）を行うときは、計画通知書（様式第1号）に建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて建築主事に提出するものとする。

(認定申請書に添えるべき図書等)

第3条 省令第41条第1項に規定する市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関が作成した法第54条第1項各号（法第55条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に適合していることを示す書面（以下「適合証」という。）の交付を受けている場合 当該適合証

(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（審査に係る低炭素建築物新築等計画に共用部分又は住宅以外の部分を含むものにあつては、建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関であるものに限る。）が作成した適合証の交付を受けている場合 当該適合証

2 前項に規定するもののほか、法第54条第2項の規定による申出をしようとする場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときの省

令第41条第1項に規定する申請書に添付すべき図書は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 当該申出に係る建築物の計画が建築基準法第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要するものである場合 同条第7項の適合判定通知書又はその写し

(2) 当該申出に係る建築物の計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為が含まれる場合 同条第6項の適合判定通知書若しくはその写し又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第6条各号に定める書類

（申請の取下げ）

第4条 法第53条第1項又は第55条第1項の規定により申請を行った者は、当該申請に係る省令第43条第2項又は第46条において準用する省令第43条第2項の通知書の交付を受ける前に当該申請を取り下げるときは、認定申請取下届出書（様式第2号）により市長に届け出なければならない。

（認定しない旨の通知）

第5条 市長は、法第54条第1項又は第55条第1項の認定をしないときは、認定をしない旨の通知書（様式第3号）に省令第41条第1項又は第45条の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

（軽微な変更に関する証明書）

第6条 省令第46条の2に規定する軽微な変更に関する証明書の交付を求めようとする者は、軽微な変更に関する証明申請書（様式第4号）に省令第41条第1項に掲げる図書のうち当該変更に係るものを添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、申請に係る変更が軽微な変更該当すると認めるときは、軽微変更該当証明書（様式第5号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（工事完了の報告）

第7条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事が完了したときは、工事完了報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければ

ばならない。

(1) 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の15に規定する工事監理報告書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

（低炭素建築物の新築等の状況の報告）

第8条 認定建築主は、法第56条の規定により市長から報告を求められたときは、低炭素建築物新築等状況報告書（様式第7号）に市長が必要と認める図書を添えて、市長に報告しなければならない。

（工事の取りやめ）

第9条 認定建築主は、低炭素建築物の新築等の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届出書（様式第8号）に省令第43条第2項の通知書（法第55条第1項の認定を受けた場合にあっては、当該通知書及び省令第46条において準用する省令第43条第2項の通知書）を添えて、市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、法第58条の規定により認定を取り消したときは、認定取消通知書（様式第9号）により認定建築主に通知するものとする。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年12月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正前の高松市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等事務処理要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

第 号
年 月 日

建築主事 殿

高松市長

計 画 通 知 書

年 月 日付けで申請者 により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定により、低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出があったので、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第3項の規定により通知します。

申 出 者 氏 名		
申 請 建 築 物 の 所 在 地		
申 請 建 築 物 の 名 称		
工 事 の 種 別		
建 築 物	主 要 用 途	
	構 造 ・ 階 数	造・地上 階、地下 階
	延 べ 面 積	m ²

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住所
氏名 ⑩
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

認定申請取下届出書

低炭素建築物新築等計画の認定（低炭素建築物新築等計画変更の認定）の申請を取り下げたいので、高松市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等事務処理要綱第4条の規定により、届け出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請年月日
年 月 日
- 2 認定申請に係る建築物の位置

（注）届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

様

高松市長

認定をしない旨の通知書

次のとおり都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の認定をしないこととしたので、高松市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等事務処理要綱第5条の規定により、通知します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定申請年月日
年 月 日
- 2 認定申請に係る建築物の位置
- 3 認定しない理由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

（宛先）高松市長

報告者 住所

氏名

⑩

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

軽微な変更に関する証明申請書

低炭素建築物新築等計画の変更が、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更該当していることを証する書面の交付を、同規則第46条の2の規定により申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

- 1 計画を変更する建築物の直前の判定
- 2 認定通知書番号 第 号
- 3 認定通知書交付年月日 年 月 日
- 4 認定通知書交付者
- 5 計画変更の概要

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	軽微変更該当 証明書番号欄	決 裁 欄
年 月 日	年 月 日	
第 号	第 号	
係員印	係員印	

（注）添付図書として都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則別記様式第6の第2面から第6面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

高松市長

軽微変更該当証明書

年 月 日付で申請のあった低炭素建築物新築計画の変更は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第44条に規定する軽微な変更該当していることを証明します。

- 1 建築場所
- 2 建築物又はその部分の概要

（注）この証明書は、大切に保存しておいてください。

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 住所
氏名 ⑩
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

工事完了報告書

低炭素建築物の新築等の工事を完了したので、高松市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等事務処理要綱第7条の規定により、報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 計画に従つて建築物の建築工事が行われたことを確認した建築士等
（ 級）建築士（ ）登録 号
住所
氏名 ⑩
（ 級）建築士事務所（ ）知事登録 号
名称
所在地

（注）報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 住所

氏名

⑨

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

低炭素建築物新築等状況報告書

低炭素建築物新築等状況について、高松市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等事務処理要綱第8条の規定により、報告します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 3 報告の内容

（注）報告者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

年 月 日

（宛先）高松市長

届出者 住所

氏名

⑩

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名）

工事取りやめ届出書

低炭素建築物の新築等の工事を取りやめたので、高松市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等事務処理要綱第9条の規定により、届け出ます。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日

（注）届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

第 号
年 月 日

様

高松市長

認定取消通知書

都市の低炭素化の促進に関する法律第58条の規定により認定を取り消したので、高松市都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等事務処理要綱第10条の規定により、通知します。

- 1 低炭素建築物新築等計画の認定番号
第 号
- 2 低炭素建築物新築等計画の認定年月日
年 月 日
- 2 認定を取り消した理由

教示 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に高松市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（前記の審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、高松市を被告（高松市長が被告の代表者となります。）として提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。